相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区平岸四条六丁目二番、最後の住所札幌市豊平区美園四条二丁目一番八―五〇三号　被相続人　亡　向出　正平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十五日

札幌市中央区大通西一二丁目ウエスト12ビル四階　みなみ大通法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本佐和子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県西海市西海町横瀬郷三七四四番地、最後の住所千葉県大網白里市永田一四四番地四　被相続人　亡　太田富士男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十五日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号　千葉中央ビル六階　きさらぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　礼奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東村山市秋津町五丁目一番地、最後の住所東京都東村山市萩山町二丁目一三番地都営萩山町アパート六―四〇二　被相続人　亡　上村　啓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十五日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市伏木本町一二九二番地、最後の住所富山県射水市寺塚原八四二番地二　被相続人　亡　清水　健治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十五日

富山県高岡市駅南一丁目八―三四　アラヤビル二Ｂ　高岡つばさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　坂本　義夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区浜田山四丁目九七一番地、最後の住所静岡県富士宮市精進川二六五番地　被相続人　亡　奥山　五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十五日

静岡県富士市伝法二八七八番地の二〇　杉山利朗法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉山　利朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市高塚町四六九五番地、最後の住所静岡県浜松市助信町一五四番地　被相続人　亡　中村　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十五日

事務所静岡県浜松市東区上新屋町二三一番地の六　相続財産管理人　野々垣守道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県近江八幡市森尻町一一番地、最後の住所滋賀県近江八幡市安土町中屋二〇七番地　被相続人　亡　北川　きり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十五日

滋賀県近江八幡市安土町中屋二〇七番地　相続財産管理人　嶋川　敏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区向島藤ノ木町五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田実千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十五日

京都市中京区二条通河原町西入ル　二条スカイビル四階　新谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　新谷　正敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市土佐町二丁目二二番地、最後の住所和歌山県和歌山市土佐町三丁目四八番地　被相続人　亡　塩崎　輝和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十五日

和歌山市南細工町一二番地　相続財産管理人　弁護士　石倉　誠也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸高田市吉田町福原八五八番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　門出　守夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十五日

事務所　広島県三次市十日市南一―四―八水本ビル四階

相続財産管理人　弁護士　前田　奈美

第８期決算公告

平成27年10月15日　東京都大田区南千束一丁目３番８号

株式会社ウイルプラスホールディングス

代表取締役　成瀬　**隆**章

貸借対照表の要旨

（平成27年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	971,317	流動負債	1,554,624
固定資産	1,508,443	（賞与引当金）	(1,920)
		固定負債	326,856
		株主資本	598,279
		資本金	168,238
		資本剰余金	689,833
		資本準備金	98,238
		その他資本剰余金	591,595
		利益剰余金	75,325
		その他利益剰余金	75,325
		（うち当期純利益）	(119,458)
		自己株式	△335,118
合計	2,479,760	合計	2,479,760

第37期決算公告

平成27年10月15日　秩父市寺尾2804番地

アルバック成膜株式会社

代表取締役　五野上好則

貸借対照表の要旨（平成27年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,656	流動負債	3,483
固定資産	4,401	固定負債	698
有形固定資産	3,076	負債合計	4,181
無形固定資産	6	株主資本	4,859
投資その他の資産	1,320	資本金	100
		資本剰余金	202
		利益剰余金	4,557
		利益準備金	55
		その他利益剰余金	4,502
		（うち当期純利益）	(1,052)
		評価・換算差額等	17
		純資産合計	4,876
資産合計	9,057	負債・純資産合計	9,057